

宮城県サービス管理責任者の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ①下表第1号及び第2号の期間が通算して5年900日以上
- ②下表第3号の期間が通算して10年1800日以上
- ③下表第4号の期間が3年540日以上かつ第1号から第3号までの期間が通算して3年540日以上

第1号 相談支援 の業務	ア～キに掲げる施設等で、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間		第2号と通算して 5年 以上
	ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
	イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所（市町村役場、福祉事務所、保健所）、発達障害者支援センター	
	ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	オ	特別支援学校	
	カ	病院【※1】、診療所【※1】	
キ	○その他これらに準ずる施設等【※2】 児童心理治療施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、居宅介護支援事業、 仙台市障害者就労支援センター		

第2号 直接支援 の業務 (資格有)	ア～カに掲げる施設等で、 直接支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間 (社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員である者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）に限る。)		第1号と通算して 5年 以上
	ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※3】	
	イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
	ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	エ	特例子会社【※4】、助成金受給事業所【※5】	
	オ	特別支援学校	
カ	○その他これらに準ずる施設等【※2】 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、 児童心理治療施設、仙台市障害者家族支援等推進事業、認知症対応型老人共同生活援助事業		

第3号 直接支援 の業務 (資格無)	第2号ア～カに掲げる施設等で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	10年 以上
-----------------------------	--	---------------

第4号 国家資格 等保有者	次に掲げる資格に基づき（資格取得後に）、 当該資格に係る業務 に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	3年 以上
---------------------	--	--------------

<留意事項>

この資料は、厚生労働省告示※で定められている、サービス管理責任者に係る実務経験の要件等を抜粋してまとめたものです。必ず、厚生労働省告示をあわせてご参照ください。

<語義の整理等>

表中の用語の語義は、以下に例示するものの他、厚生労働省告示に拠ります。

[※1] 社会福祉主事任用資格者、訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者、第 4 号に掲げる資格を有している者又は第 1 号のア～オ・キに掲げる施設等で従事した期間が 1 年以上の者に限る。

[※2] その他これらに準ずる施設等

本県では、上表に記載の施設等のみが該当します。

[※3] 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るもの

[※4] 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社

[※5] 助成金受給事業所

障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所

※「厚生労働省告示」

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成 18 年 9 月 29 日、厚生労働省告示第 544 号)